

令和 6 年度輸送役務契約に係る希望者募集要領

標記の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
和田 竜 一

記

1 調達品等の概要
別表のとおり。

2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、別表に示す等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 防衛省防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。
- (7) 航空中央業務隊分任支出負担行為担当官（以下「分支担官」という。）が定めた「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (8) 契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であること。

- (9) 仕様書において要求している、履行するための知識、技術及び設備等を保有又は準備できることを証明できる者であること。

3 応募要領

(1) 提出書類

応募する者（以下「応募者」という。）は、以下の書類を提出のこと。

ア 契約希望申請書（別紙様式第1）

イ 資格審査申請書（別紙様式第2）

競争参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付のこと。

ウ 審査資料

契約履行に必要な知識、技術及び設備等を保有又は準備できることを証明する資料。審査資料の作成要領は、契約希望申請書を提出した者に配付する。

(2) 提出要領

提出書類3部を、(5)に示す提出先に持参又は郵送（期限必着）すること。

(3) 提出期限

令和6年2月20日（火）

(4) 提出時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

(5) 提出先

〒162-8804

東京都新宿区市谷本村町5-1

航空自衛隊航空中央業務隊会計科契約2班 担当：樺山

03-3268-3111（内線67108）

4 提出書類の審査等

- (1) 応募者は、航空中央業務隊の担当者から提出書類について説明を求められた場合にはその都度説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

- (2) 応募者は、航空中央業務隊の担当者から履行能力調査のために設備等に係る調査のための協力依頼があった場合には、設備等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

- (3) 提出書類及び(1)、(2)により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知等

- (1) 応募者に対し、指名候補者資格の有無について審査結果を通知する。

- (2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年度防衛庁訓令第108号）第17条及び18条の規定を適用する。

6 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、分支担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができる。

- ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内
- イ 提出時間 3（4）に同じ。
- ウ 提出先 3（5）に同じ。
- エ その他 書面は持参又は郵送すること。

(2) 分支担官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日から起算して5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 再疑義の申立て

(1) 6（2）の説明に不服のある者は、分支担官に対して、以下により再疑義の申立てを行うことができる。

- ア 提出期限 6（2）の書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内
- イ 提出時間 3（4）に同じ。
- ウ 提出先 3（5）に同じ。
- エ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

(2) 分支担官は、再疑義の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

8 提出書類の取扱いに関する留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、航空中央業務隊の他の競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 原則として提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査の必要性から当該項目に対する補足資料等を求めることがある。
- (6) 提出書類に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくと共に、出所元を明らかにすること。

9 応募者の義務及び制約事項

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下「登載者」という。）には、調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。ただし、登載者が複数の場合には指名競争の通知を行う。
- (2) (1) の通知を受けた場合には、分支担官が定めた入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額の入札（見積）書を提出しなければならない。
- (3) 登載者で大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は指名候補者名簿から削除することがある。なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。

- (4) 登載者で契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (5) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理しなければならない。

10 その他の注意事項

- (1) 募集する品目は、今後必ず調達があることを保証するものではなく、また、仕様書等の内容に多少の変更がある場合がある。
- (2) 契約締結は、当該案件に係る令和6年度本予算が成立し、令和6年度予算の示達がなされることを条件とする。

調達品等の概要

NO	1
件名（品名）	輸送役務
規格	仕様書のとおり
契約履行期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
全省庁統一資格の等級	「A」、「B」及び「C」等級のいずれか
提出書類の作成部数	各3部
提出期限	令和6年2月20日（火）
備考	契約条項 ・輸送役務請負契約条項 ・談合等の不正行為に関する特約条項 ・暴力団排除に関する特約条項

令和 年 月 日

契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

所在地
会社名
代表者名

航空中央業務隊公示契2第2号(令和6年1月26日)に基づく、下記の
調達品等の品目について、提出資料を添えて応募します。
なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

記

NO	調達要求番号	件名(品名)
1		輸送役務

資格審査申請書

会社名：

NO	資格要件	要件の有無	提出資料		
1	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。	該当しない			
		該当する			
2	応募及び契約締結時に有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」において公示に示す等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。	有している			
		有していない			
3	防衛省防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	受けていない			
		受けている			
4	前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。	該当しない			
		該当する			
5	原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。	該当しない			
		該当する			
6	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。	該当しない			
		該当する			
7	航空中央業務隊分任支出負担行為担当官が定めた「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。	可能である			
		不可能である			
8	保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であること。	管理できる			
		管理できない			
9	履行能力証明（法令、規定に基づく許認可等の有無含む。） ア 次に掲げる事業に関するすべての資格を有している者であること。 （元請け（契約）会社として許可されていること。）	鉄道運送	有している		
			有していない		
		(7) 第二種貨物利用運送事業	船舶運航（内航・外航）	有している	
				有していない	
			航空運送（国際航空・国内航空）	有している	
				有していない	
		(イ) 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車利用運送も行えること。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）		有している	
				有していない	
		(ロ) 国土交通省による特定フォワーダーの認定を受けていること。	特定航空貨物利用運送事業者 特定航空運送代理店	有している	
				有していない	

NO	資格要件		要件の有無	提出資料	
9	履行能力証明 (法令、規定に基づく許認可等の有無含む。)	イ 離島を含む航空自衛隊の国内すべての基地等の輸送所要に対応するとともに、国外派遣及び訓練に関する輸送所要にも対応し得ること。	対応できる		
			対応できない		
		ウ 各種輸送手段を接続した一貫輸送能力を有すること。	有している		
			有していない		
		エ 多種多様な輸送品目、特に特大品、精密品、危険品及び高価格品の輸送に対応し得ること。	対応できる		
			対応できない		
		オ 緊急・突発的な輸送に即応し得ること。	対応できる		
			対応できない		
		カ 船舶運航において、自動車航送及び同乗者の乗船が可能なこと（部隊の求めに応じて）。	可能である		
			不可能である		
		キ 次に掲げる役務内容が行えるか。	(7) 車両自走輸送	可能である	
		不可能である			
		(イ) 付帯業務	ライセンス申請	可能である	
				不可能である	
			輸出入通関手続	可能である	
				不可能である	
			倉庫保管	可能である	
				不可能である	
			一般港湾運送	可能である	
				不可能である	
			各種荷役（器材使用含む）	可能である	
不可能である					
ク 秘密保全及び安全管理に関する組織及び体制が確立され、信頼性が高いこと。	有している				
	有していない				
ケ 事故発生の場合、賠償等適切な対応が可能なこと。	可能である				
	不可能である				

記入要領

- 「要件の有無」欄について、該当する欄に丸をつけること。
- 「提出資料」欄については、具体的な提出資料名を記載のこと。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	輸送役務 -----	空幕装LPS-X00032-1	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和03年11月9日
		改正	令和05年12月14日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	整備・補給課 輸送補給室		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊輸送役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

- a) **事故等** 地上器材等の滅失、き損、延着（あらかじめ官の承認を受けた場合を除く。）その他契約に基づく輸送等役務を履行することができない場合をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

- a) **仕様書** C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) **法令等**

貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

航空自衛隊輸送規則（昭和52年航空自衛隊達第16号）

航空自衛隊輸送手続（空幕装第47号（52.10.31）別冊）

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

次の手段による一貫輸送及び付帯業務とし、以下に定めのない部分については、手段に応じた標準運送約款または標準利用運送約款によるものとする。

- a) 貨物自動車輸送

品 名	輸送役務
-----	------

- b) 鉄道輸送
- c) 船舶輸送（内航・外航）
- d) 航空輸送（国際航空・国内航空）
- e) 車両自走輸送
- f) 付帯業務（ライセンス申請・輸出入通関手続・倉庫保管・一般港湾運送・各種荷役（器材使用含む））

2.2 輸送区間

国内外各基地，修理契約相手方工場及び演習場等相互間（航空自衛隊等各基地等の所在地については別紙「航空自衛隊等の基地等所在地一覧表」のとおり。）

2.3 輸送品目

装備品等

3 発注

発注は，関係契約条項及び航空自衛隊輸送手続に基づき実施する。

4 品質保証

監督及び検査は，関係契約条項，航空自衛隊輸送手続及び契約担当官が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

5 その他の指示

5.1 資格要件

契約の相手方は次の資格要件を満たすこと。

- a) 第二種貨物利用運送事業（鉄道運送，船舶運航（内航・外航），航空運送（国際航空・国内航空））（元請け（契約）会社として許可されていること。）
- b) 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車利用運送も行えること。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）（元請け（契約）会社として許可されていること。）
- c) 国土交通省による特定フォワーダー（特定航空貨物利用運送事業者，特定航空運送代理店）の認定を受けていること。（元請け（契約）会社として認定を受けていること。）
- d) 離島を含む航空自衛隊の国内全ての基地等の輸送所要に対応するとともに，国外派遣及び訓練に関する輸送所要にも対応し得ること。
- e) 各種輸送手段を接続した一貫輸送能力を有すること。
- f) 多種多様な輸送品目，特に特大品，精密品，危険品及び高価格品の輸送に対応し得ること。
- g) 緊急・突発的な輸送に即応し得ること。
- h) 船舶運航において，部隊の求めに応じ，自動車航走及び同乗者の乗船が可能なこと。

5.2 秘密保全・安全管理

秘密保全及び安全管理に関する組織及び体制が確立され，信頼性が高いこと。

5.3 事故等発生時の処置

- a) 報告 事故等により，官に損害を与えた場合，速やかに発注官及び契約担当官等に事

品 名	輸送役務
-----	------

故等発生報告を行うものとする。

- b) **事故等報告書** 事故等が発生した場合，発生した事故等に関する調査を実施し，事故等の発生から2週間以内に事故てん末書を検査官に提出するものとする。
- c) **弁済** 契約の相手方の責に帰する事故等により損害を受けた場合は，その損害の賠償を受けられること。なお，F-35 関連装備品における事故等による損害は金銭債権とする。

航空自衛隊等の基地等所在地一覧表

○：離島

基地	住所	電話番号
千歳	〒066-8510 北海道千歳市平和無番地	0123(23)3101
当別	〒061-0294 北海道石狩郡当別町字弁華別番外地	0133(23)2344
稚内	〒097-0025 北海道稚内市恵比須5-2-1	0162(23)5377
網走	〒093-0087 北海道網走市字美岬官有無番地	0152(43)3666
根室	〒087-8555 北海道根室市光洋町4-15	0153(24)8004
長沼	〒069-1394 北海道夕張郡長沼町馬追台	0123(88)2604
○奥尻島	〒043-1496 北海道奥尻郡奥尻町字湯浜	01397(2)2046
襟裳	〒058-0342 北海道幌泉郡えりも町字えりも岬407	01466(3)1136
八雲	〒049-3118 北海道二世郡八雲町緑町34	0137(62)2262
三沢	〒033-8604 青森県三沢市後久保125-7	0176(53)4121
大湊	〒035-0096 青森県むつ市大字大湊字大近川44番地/内官有地	0175(24)1191
車力	〒038-3393 青森県つがる市富蒔町屏風山1	0173(56)2531
東北町	〒039-2651 青森県上北郡東北町字大沢5-4	0175(63)3235
加茂	〒010-0664 秋田県男鹿市男鹿中国有地内	0185(33)3030
秋田	〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26	018(886)3320
山田	〒028-1300 岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林9林班か小班	0193(82)2636
松島	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字板取85	0225(82)2111
大滝根山	〒979-1201 福島県双葉郡川内村大字上川内字花の内6	0247(79)2277
横田	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552	042(553)6611
入間	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2-3	04(2953)6131
入間(硫黄島)		
熊谷	〒360-8580 埼玉県熊谷市拾六間839	048(532)3554
木更津	〒292-0061 千葉県木更津市岩根1-4-1	0438(41)1111
峯岡山	〒299-2508 千葉県南房総市丸山平塚乙2-564	0470(46)3001
習志野	〒274-8577 千葉県船橋市薬円台3-20-1	047(466)2141
百里	〒311-3494 茨城県小美玉市百里170	0299(52)1331
霞ヶ浦	〒300-0837 茨城県土浦市右廻2410	029(842)1211
市ヶ谷	〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111
目黒	〒153-8933 東京都目黒区中目黒2-2-1	03(5721)7014
十条	〒114-8566 東京都北区十条台1-5-70	03(3908)5121
府中	〒183-8521 東京都府中市浅間町1-5-5	042(362)2971
武山	〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜3-1	046(856)1291
浜松	〒432-8551 静岡県浜松市西区西山町無番地	053(472)1111
静岡	〒421-0201 静岡県焼津市上小杉1602	054(622)1234
御前崎	〒437-1621 静岡県御前崎市御前崎2825-1	0548(63)2160
○佐渡	〒952-1208 新潟県佐渡市金井新保丙2-27	0259(63)4111
○新潟	〒950-0031 新潟県新潟市東区船江町3-135	025(273)9211

基地	住所	電話番号
小松	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761(22)2101
輪島	〒928-8502 石川県輪島市河井町十部29-7	0768(22)0605
経ヶ岬	〒627-0245 京都府京丹後市丹後町袖志無番地	0772(76)0631
小牧	〒485-8652 愛知県小牧市春日寺1-1	0568(76)2191
高蔵寺	〒487-0003 愛知県春日井市木附町無番地	0568(51)0265
岐阜	〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地無番地	058(382)1101
饗庭野	〒520-1531 滋賀県高島市新旭町饗庭3356-1	0740(25)4343
笠取山	〒514-1251 三重県津市榑原町4183-12	059(252)1155
白山	〒515-3137 三重県津市白山町大原297	059(269)3111
奈良	〒630-8522 奈良県奈良市法華寺町1578	0742(33)3951
串本	〒649-3632 和歌山県東牟婁郡串本町須江1383-12	0735(65)0134
美保	〒684-0053 鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211
高尾山	〒690-1312 島根県松江市美保関町森山632	0852(72)2226
防府北	〒747-8567 山口県防府市田島無番地	0835(22)1950
防府南	〒747-8555 山口県防府市田島無番地	0835(22)1950
見島	〒758-0701 山口県萩市見島1518-1	0838(23)2011
土佐清水	〒787-0445 高知県土佐清水市下益野2078-2	0880(85)0266
春日	〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-1	092(581)4031
芦屋	〒807-0192 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1	093(223)0981
築城	〒829-0151 福岡県築上郡築上町大字西八田	0930(56)1150
高良台	〒830-0064 福岡県久留米市荒木町藤田官有地	0942(21)7400
脊振山	〒842-0203 佐賀県神埼市脊振町服巻字脊振山1358	092(803)1146
海栗島	〒817-1723 長崎県対馬市上対馬町鰐浦1217	0920(86)2202
福江島	〒853-0607 長崎県五島市三井楽町嶽770-1	0959(84)2074
新田原	〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	0983(35)1121
高畑山	〒888-0008 宮崎県串間市大字本城4	0987(77)0303
下甕島	〒896-1411 鹿児島県薩摩川内市下甕町長浜無番地	09969(5)0015
沖永良部島	〒891-9213 鹿児島県大島郡知名町瀬利覚3196-1	0997(93)2169
馬毛島(西之表)	〒891-3118 鹿児島県西之表市馬毛島	
奄美大島	〒894-0505 鹿児島県奄美市笠利町大字平505-2	0997(63)0700
那覇	〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301	098(857)1191
与座岳	〒901-0322 沖縄県糸満市与座1780	098(994)2268
久米島	〒901-3101 沖縄県島尻郡久米島町字宇江城山田原2064-1	098(985)3690
宮古島	〒906-0201 沖縄県宮古島市上野字野原1190-189	0980(76)6745
知念	〒901-1403 沖縄県南城市佐敷字佐敷1641	098(948)2813
恩納	〒904-0411 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7441	098(966)2053
石垣島	〒907-0003 沖縄県石垣市字平得大俣1273番404	0980(98)0008
与那国	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国樽舞3765-1	0980(87)3771